

判 定 書

認定番号 20B001SRC
令和3年1月19日

一般社団法人 耐震技術広域連携協議会
耐震構造性能判定委員会
委員長 大越 俊男

1. 耐震診断等判定対象建築物

名 称 : 朝日九段マンション
所在地 : 東京都千代田区九段北一丁目9番地5号
用 途 : 共同住宅及び店舗
構 造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造
架構形式 : 両方向、耐震壁付ラーメン構造
規 模 : 地上13階 地下1階 塔屋2階 延べ床面積 : 14,677.33 m²
竣工年月 : 昭和53年
耐震判定指標

$I_{S0}=0.60$ (塔屋は0.8) $C_{T1} \cdot S_D \geq 0.25$ (SRC) (第2次診断法による)

2. 担当事務所 : 一級建築士事務所 株式会社 T. D. S

3. 申込者と判定事項

1) 申込者 : 朝日九段マンション管理組合 理事長 [REDACTED] 殿
2) 判定事項 : 耐震改修計画の判定

4. 判 定

担当者から提出された耐震改修計画報告書の内容および改修計画の結果について検討したところ、
妥当なものと認める。

言 己

本建築物の耐震改修後について、「2009年改定版 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断
基準・同解説（一財）日本建築防災協会」及び「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐
震診断基準 同解説（一財）日本建築防災協会」に基づき、第2次診断が行われた。

本建築物の補強後の耐震性は、「地震の震動および衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」と判断される。

(評定3号様式)

補強計画等の概要書

補強設計者	事務所名	株式会社 T.D.S		TEL	03-5649-3666	
	担当者(構造)	[REDACTED] 資格：一級建築士 第 [REDACTED] 号		FAX	03-5649-3665	
	事務所名	同上		TEL		
	担当者(意匠)	資格：		FAX		
建物概要	(1)建物名称	朝日九段マンション				
	(2)所在地	東京都千代田区九段北一丁目9番地5号		(3)用途	共同住宅及び店舗	
	(4)構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階・地下1階・PH2階				
		意匠図(有・無) 構造図(有・無) 構造計算書(有・無) 現況図(有・無)				
		特徴：X方向 耐震壁付きラーメン構造 Y方向 耐震壁付きラーメン構造 柱鉄骨：充腹型 非埋込柱脚 構造上14階として診断する				
	(5)竣工年月	昭和53年10月(竣工後42年)				
	(6)面積	建築面積1520.70m ² ・延面積14677.33m ² ・診断対象14677.33m ²				
	(7)高さ	軒高42.5m・階高1階4.0m・基準階3.0m				
	(8)桁行×梁間 (標準桁行が ¹ ×梁間が ² m)	全長(m)	41.0×42.4 (5.5×9.0)		スパン数	8×5
	(9)地盤	表層(不明)・支持層(不明) GL-22m				
(10)基礎	杭基礎(アースドリル工法)					
現地調査結果 及び材料強度	(1)コンクリート	設計基準強度	F _c = 240 kg/cm ²			
		各階の圧縮試験強度平均値	X _{mean} = 22.4 ~ 33.4 N/mm ²			
		標準偏差	σ = 1.3 ~ 9.7 N/mm ²			
		診断時強度	σ _B = 19.7 ~ 29.1 N/mm ²			
(2)鉄筋	主筋 D25 SD35	診断時降伏点強度	σ _y = 392 N/mm ²			
	帯筋 D13 @100 SD30	診断時降伏点強度	σ _y = 343 N/mm ²			
(3)鉄骨	SS41	診断時降伏点強度	σ _y = 258.9 N/mm ²			
	SM50A	診断時降伏点強度	σ _y = 356 N/mm ²			
(4)中性化深さ	平均(0.5 cm)・最大(2.4 cm)					
診断で判明した 耐震性能上の問題点	<p>X方向：2~3階で目標耐震指標のI_s値0.60を満たさなかった。 B1、1、4~13階ではI_s値0.60を満足した。 満たさない理由はSD指標が悪く、また極脆性柱が存在する。</p> <p>Y方向：2、11階で目標耐震指標のI_s値0.60を満たさなかった。 B1、1、3~10、12、13階ではI_s値0.60を満足した。 満たさない理由はSD指標が悪く、また極脆性柱が存在する。</p> <p>C_{TRV}・S_D値はXY両方向共に判定指標を満足している。</p> <p>本建物は診断の結果、 「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と判断した。</p> <p>制限軸力を超えている下階壁抜け柱が存在するため、補強が必要である。 塔屋階は診断時に規定値を満足している。</p>					

